

町民の皆様へ

西中国ウインドファーム事業に対する反対意向の表明について

現在、吉賀町・岩国市・周南市の3市町の境界山間部において、電源開発株式会社（本社：東京都）により（仮称）西中国ウインドファーム事業（以下、「風力発電事業」といいます。）が計画されています。本風力発電事業に対し、去る令和6年3月14日、吉賀町議会令和6年第1回定例会において、本町として反対の意向であることを表明いたしました。本町として反対の意向を表明するに至った背景は、大きく分けて二つあります。

一つ目は、風力発電事業に進展が見られないことです。令和3年11月に環境アセスメント制度による「配慮書手続き」が実施され、環境配慮書の縦覧が開始されました。令和4年11月には、当該事業者から工事量の増加や資機材費の高騰により、事業環境が厳しくなったことから、事業計画の開発工程を見直すとの説明を受けました。当初は令和5年3月を予定していた環境アセスメント制度による「方法書手続き」は、今現在も実施されていません。つまりは、開発工程見直しの説明からおよそ1年5か月、当初の「方法書手続き」開始予定時期からおよそ1年が経過しておりますが、新たな動きは見られない状況です。

二つ目は、地元住民団体による要望書の提出があったことです。風力発電事業に係る一連の動きを受けて、令和5年5月に地元住民団体である「吉賀の環境と子どもたちの未来を考える会（代表：宗内正照氏）」が風力発電事業の撤回を求める要望書と1,804人分の署名を本町へ提出されました。要望書は、風力発電事業計画に伴い懸念される事項として、町の総合計画である「まちづくり計画」との整合性や移住定住人口への影響、人体・健康への影響、環境への影響等を指摘するものであり、本町としても重く受けとめたところです。

地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量を削減するための手法として、風力発電などの再生可能エネルギーの導入は非常に重要な施策であると理解しております。しかし、現在の状況が続きますと、風力発電事業に伴う懸念事項が払拭されず、町民をはじめとする高津川流域に住む人たちが不安を抱えたまま時間だけが経過することになります。このような状況は、本町にとって決して好ましくなく、看過するわけにはいかないと判断いたしました。

以上の点を踏まえまして、本町として、この度、本風力発電事業計画に反対の意向であることを表明いたしました。今後につきましては、吉賀町環境保全推進協議会に意見聴取した上で、島根県や関係自治体と連絡や調整を行うなど、しかるべき対応をとってまいりたいと考えております。

町民の皆様におかれましては、このような判断に至った経緯をご報告させていただくとともに、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和6年3月19日

吉賀町長 岩本 一巳

発行／吉賀町役場 税務住民課
☎0856-77-1113
発行日／令和6年3月19日